

答申第45号
平成15年9月22日

兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成15年3月7日付け兵公委発第61号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 連携日誌（平成13年9月20日付け、宝塚警察署分）（平成13年9月20日におけるもめごとに関する110番通報により警察官が出動したことが記録された部分に限る。）
- 2 連携日誌（平成13年10月29日付け、宝塚警察署分）（平成13年10月30日におけるもめごとに関する110番通報により警察官が出動したことが記録された部分に限る。）
- 3 連携日誌（平成13年10月30日付け、宝塚警察署分）（平成13年10月30日におけるもめごとに関する110番通報により警察官が出動したことが記録された部分に限る。）

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

次の公文書に係る部分公開の決定は妥当である。

- 1 連携日誌(平成13年9月20日付け、宝塚警察署分)(平成13年9月20日におけるもめごとに関する110番通報により警察官が出動したことが記録された部分に限る。)
- 2 連携日誌(平成13年10月29日付け、宝塚警察署分)(平成13年10月30日におけるもめごとに関する110番通報により警察官が出動したことが記録された部分に限る。)
- 3 連携日誌(平成13年10月30日付け、宝塚警察署分)(平成13年10月30日におけるもめごとに関する110番通報により警察官が出動したことが記録された部分に限る。)

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が平成14年11月28日付けで行った部分公開決定(以下「本件処分」という。)を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書並びに口頭での意見陳述において述べられた兵庫県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対する本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

審査請求人が本件公開請求を行ったのは、検察審査会への審査申立て及び民事訴訟において、証拠として用いることが目的であって、本件公文書から個人及び法人を特定し、その者の有する信頼を損ねようとするものではないので、本件公文書は全部公開されるべきである。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び口頭での意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 連携日誌について

連携日誌は、110番通報を受けた警察本部通信指令室から事案を管轄する警察署に指令があった場合に、警察署が作成するもので、指令事案について、出動、処理等を指令した警察官、時間、項目、概要、措置結果等を記載して処理状況を

明らかにしたものである。

2 本件処分の理由について

(1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第6条第1号の該当性について

本件公文書のうち、110番通報に基づき警察官が出動したもめごとに関する事案における個人の住所を記載した部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、特定の個人がもめごとの関係者であるということは、通常他人に知られたくないと認められる個人のプライバシーに関する情報であることから、条例第6条第1号に規定する個人に関する情報に該当する。

(2) 条例第6条第2号の該当性について

本件公文書のうち、110番通報に基づき警察官が出動したもめごとに関する事案における法人等の所在地を記載した部分は、公にすることにより、当該法人等において事業活動に関して警察官が出動するようなトラブルが発生したことが明らかとなり、当該法人等の信用、社会的評価等を低下させるおそれがあると認められる情報であることから、条例第6条第2号に規定する法人等に関する情報に該当する。

(3) 条例第6条第6号の該当性について

条例第6条第6号は、「警察官等の従事する事務又は事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、公にすることにより、当該警察官等の従事する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則（実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則）で定めるもの」が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない旨を規定している。

本件公文書の「決裁」、「措置結果」及び「担当者」欄のうち、本件処分により非公開とした警察官の氏名（印影を含む。）を記載した部分は、いずれも公安委員会規則で定める警部補以下の階級にある警察官の氏名であることから、条例第6条第6号に規定する警察官の氏名に関する情報に該当する。

3 審査請求人の主張に対する反論

情報公開制度は、何人に対しても等しく公文書の公開請求権を認めるものであり、公開請求者に対して 請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものでなく、公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼさないものである。

4 自己の個人情報の開示請求について

審査請求人の意見書によると、審査請求人本人が110番通報したことの情報について全部公開を求めていることが推察されることから、情報公開制度に基づく自己の個人情報の開示請求が認められる場合があるとする平成13年12月18日最高裁判決（平成9年（行ツ）第21号）との関連が問題となるところである。

しかし、本県では、情報公開制度と個人情報保護制度は、異なる目的を有する別個のものとして採用され、運用されており、自己の個人情報の開示請求は個人情報保護制度により行われるべきである。確かに警察本部長は個人情報保護制度の実施機関とはなっていないが、一実施機関である警察本部長だけが、情報公開制度により、自己の個人情報の開示を行うことは、一つの条例に全く相反する解釈と運用が存在することとなり、両方の制度を採用した立法趣旨に反するとともに矛盾を生じることなどから、できないものであると解される。よって、本件請求がたとえ自己の個人情報の開示請求であっても、全部公開が認められるものではない。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要

本件公文書は前記第1記載のとおりであるが、ここにいう連携日誌とは、110番通報を受けた警察本部通信指令室から事案を管轄する警察署に指令があった場合に、当該警察署が作成するもので、指令事案ごとに担当者（出勤、処理等を指令した警察官）、時間、項目、概要、措置結果等が記録されている。

2 条例第6条第1号の該当性について

警察本部長は、本件公文書の「概要」欄に記載された個人の住所のうち番地の部分（以下「本件非公開情報1」という。）を条例第6条第1号に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としているので、以下検討する。

(1) 条例第6条第1号は、公開請求に係る公文書に「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは、情報公開制度において、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的とした趣旨であると解される。

(2) 本件非公開情報1は、110番通報に基づき警察官が出動するに至っためごとが発生した個人の具体的な住所を明らかにするものであり、特定の

個人を識別することができる情報である。

一般に、特定の個人がもめごとの関係者であるということは、通常他人に知られたくないものと認められる。

なお、審査請求人は、訴訟等の証拠として用いるために本件公開請求を行ったのであり、個人を特定し、その者の有する信頼を損ねる事が目的でないので、公開されるべきであると主張するが、公開の可否を決定する場合、利用目的等請求者の個人的事情を考慮するものではない。

したがって、本件非公開情報 1 は条例第 6 条第 1 号に該当すると解される。

- (3) なお、本件公開請求については、自己情報の本人開示請求を情報公開請求の形をとって行ったものと解される。しかし、そのことは、情報公開制度は条例により、一方、自己情報開示制度は個人情報の保護に関する条例（平成 8 年兵庫県条例第 24 号）により、それぞれ整理されている今日の本県の法制度の下では、本件については自己情報の本人開示請求ではなく、一般の情報公開請求とみるべきであることから、本件非公開情報 1 が条例第 6 条第 1 号に該当するという上記(2)の判断に影響を及ぼすものではない。

3 条例第 6 条第 2 号の該当性について

警察本部長は、本件公文書の「概要」欄に記載された法人等の所在地のうち番地の部分（以下「本件非公開情報 2」という。）を条例第 6 条第 2 号に規定する法人等に関する情報に該当するとして非公開としているので、以下検討する。

- (1) 条例第 6 条第 2 号は、公開請求に係る公文書に「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。

これは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害を防止することを目的とした趣旨であると解される。

- (2) 本件非公開情報 2 は、110 番通報に基づき警察官が出動するに至ったもめごとが発生した法人等の具体的な所在地を明らかにするものである。

一般に、特定の法人等において警察官が出動するようなトラブルが発生したという情報を公にすることは、当該法人の信用、社会的評価等を低下させ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

審査請求人は、上記 2 (2) で記載されていることと同様の理由により、公開されるべきであると主張するが、公開の可否を決定する場合、上記 2 (2) で述べたとおり、利用目的等請求者の個人的事情を考慮するものではない。

したがって、本件非公開情報 2 は条例第 6 条第 2 号に該当すると解される。

4 条例第 6 条第 6 号の該当性について

警察本部長は、本件公文書の「決裁」、「措置結果」及び「担当者」欄のうち、副署長、地域官、課長及び宿直責任者を除く警察官の氏名及び印影（以下「本件非公開情報 3」という。）を条例第 6 条第 6 号に規定する事務又は事業に関する情報に該当するとして非公開としているので、以下検討する。

(1) 条例第 6 条第 6 号は、公開請求に係る公文書に「警察官その他の公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）（以下「警察官等」という。）の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、公にすることにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則（実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則）で定めるもの」が記録されている場合は、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。

また、情報公開条例施行規則（平成 13 年兵庫県公安委員会規則第 12 号）第 3 条は、「条例第 6 条第 6 号に規定する実施機関の規則で定める警察官等の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名とする。」と規定している。

(2) 本件非公開情報 3 は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影であることが認められる。

したがって、本件非公開情報 3 は、上記情報公開条例施行規則第 3 条により、条例第 6 条第 6 号に該当すると解される。

5 以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
15 . 3 . 7	・ 諮問書の受領
15 . 3 . 19	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
15 . 3 . 31	・ 審査請求人の意見書の受領
15 . 4 . 22 (第143回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
15 . 5 . 22	・ 諮問庁の非公開理由補足説明書の受領
15 . 5 . 27 (第144回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の補足説明を聴取 ・ 審議
15 . 6 . 4	・ 審査請求人の意見書等の閲覧等の申出に対する決定
15 . 6 . 25 (第145回審査会)	・ 審査請求人から意見を聴取 ・ 審議
15 . 9 . 22 (第148回審査会)	・ 審議 ・ 答申